

令和6年第5回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和6年5月29日)

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有
権移転許可申請審議について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有
権移転許可申請審議について

次 長

皆さんご苦労様です。

それではただ今から、令和6年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、2番 松尾会長、3番 渡邊委員、5番 桑田委員、12番 小原委員、14番 國久委員の6名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、松井職務代理から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

松井職務代理、よろしく願いいたします。

松井職務代理

本日は、令和6年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第16条で職務代理が会長代理として議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 4番 岩崎委員さんと 10番 早川委員さ

んを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長。
議案第13号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第13号資料説明)
申請地は、譲受人が現在管理されている農地で、譲渡人が譲渡したいとのことから、今回の申請をされました。今後は、譲受人が畑として使用される計画です。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長。
こちらは22日に古池委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在、譲受人が畑として管理されていることから、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第13号につ

いて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程3]

議長 日程3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長。
議案第14号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第14号資料説明)
当該申請地につきましては、譲受人が耕作している農地の隣地であり、〇〇氏が併せて耕作したいとのことから今回の申請をされました。
許可基準は資料6ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長。
こちら22日に古池委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在、畑として使用されており、譲受人が耕作できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第14号につ
いて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程3 議案第14号 農
地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議については、原案どおり許可するものと決定いたしま
す。

[日程 4]

議長 日程4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定に
よる農地の転用及び賃借権設定許可申請審議につい
てを議題とします。議案の内容について事務局から説明
をお願いします。

次長 はい、議長。
議案第15号は、〇〇の〇〇〇〇氏が所有する農地を
〇〇の〇〇〇〇〇〇が賃借権を設定し、資材置場及び駐
車場に転用するものであります。詳細は書記に説明させ
ます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第15号資料説明)
この申請につきましては、申請者が現在使用している
資材置場及び駐車場が手狭となったため、新たな資材置
場および駐車場が必要になったことによるものでござい
ます。申請地の農地区分につきましては、申請地から3
00m以内に〇〇〇〇〇があることから、第3種農地に
該当します。よって転用可能な農地となっております。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 　　はい、議長
　　こちらも22日に古池委員と現地を確認いたしました。申請地は平成〇〇年に農地変換が行われ、現況は畑地で休耕となっております。隣接に農地もなく、第3種農地に区分されることから転用は問題ないものと判断いたします。

議 長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議 長 　　ご異議がないようでございますので、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

〔日程 5〕

議 長 　　日程5 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。

　　それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 　　はい、議長。
　　議案第16号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、電力線張替工事の臨時資材置場として使用するため一時転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第16号資料説明)

次長説明のとおり、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇の山頂に設置している鉄塔の電力線の張替工事を行うため、電力線のドラムやそれに関する資機材をヘリコプターの離発着場まで運搬するための臨時資材置場として農地を使用する転用申請です。資材置場として使用する期間は2年間で、許可後から令和8年6月末までの一時転用の申請となっています。

この土地を選定した理由は、ヘリコプターの離発着場までの運搬距離、地形等の条件を満たす適地が他になく、経路上最も使用しやすく資材置場としての面積を確保できるためとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、農振農用地であり、原則転用許可はできませんが、一時的な使用であり、かつ当該農地を使用することが必要であると認められる場合に該当するため、例外的に許可でき、転用可能と考えます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員

はい、議長。

こちらも22日に古池委員と現地を確認いたしました。

申請地は隣接する農地も休耕地となっており、隣接農地の所有者からも工事の同意を得ていることから、今回の計画による周囲の営農への影響はないものと考えます。また、申請者の事業の遂行のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員

畑の高低差はないのか。

次 長 高低差はございません。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

[日程 6]

議 長 日程6 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議案第17号は、〇〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇氏が住宅敷地への通路および駐車場として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第17号説明)

申請地は、現状は雑種地となっております。令和〇年〇月頃に水道管破裂による漏水が発生し、水道管の破損箇所を捜索するため、やむを得ず掘削し、工事車両が進入するための通路も造設しております。これらの行為につきましても始末書が提出されております。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の自身の住宅敷地への通路および駐車場としての使用は、地域住民である申請者の日常生活上必要な施設であるため、転用基準に合致すると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に

つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員

はい、議長。

こちらも22日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地の隣地は農地ですが、土留ブロックで農地への土砂流出対策をすることによって、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な住宅敷地への通路および駐車場として使用する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員

畑の中に水道管が入っていたのか。

次長

水道の本管ではなくて、建物に引きこむための給水管が入っていました。

松井委員

始末書は誰から提出されているのか。

中塚書記

農地の所有者から提出されています。

議長

ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第17号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成全員でございますので、日程6 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

[日程 7]

議長

日程7 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議案第18号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇〇〇〇の〇〇〇氏が住宅敷地への通路および駐車場として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第18号説明)

申請地は、先ほどの議案第17号の申請地と隣接する農地でありまして、現状は雑種地となっております。議案第17号の申請地と同じく令和〇年〇月頃に水道管破裂による漏水が発生し、水道管の破損箇所を搜索するため、やむを得ず掘削し、工事車両が進入するための通路も造設しておりまして始末書が提出されております。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の自身の住宅敷地への通路および駐車場としての使用は、地域住民である申請者の日常生活上必要な施設であるため、転用基準に合致すると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長。

こちらにも22日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地に隣接する農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な住宅敷地への通路および駐車場として使用する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第18号につ

いて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程7 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

議 長 それでは、これもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。